

新しい地域づくりがはじまります！

4月から「地区公民館」が「コミュニティセンター」へ移行になりました

平成27年4月1日から、各地区公民館をコミュニティセンターへ移行しました。これまでの生涯学習事業に加え、防災や福祉、地域課題解決、地域活性化に取り組む総合的な地域づくりの拠点となります。

◇人口減少と少子高齢化が進むなか、課題解決のため地域全体で取り組んでいく新たな仕組みづくりを行います

- ①各地区の組織の見直し
これまで区、町内、地区公民館でそれぞれ取り組んできた事業、組織を見直し、地区経営主体による地域づくりを進めます。
- ②活動拠点の見直し
地区公民館をより活動しやすいコミュニティセンターに移行し、コミュニティビジネスなども行えるようになります。
- ③地域の特色を活かした計画の策定と実施
地域の課題を整理し計画を策定し、課題解決に向けた取り組みを行います。

◇各地区コミュニティセンターの管理運営は各地区経営主体が行います

平成26年度に各地区単位に地区経営主体が設立され、地域づくり活動の拠点となる地区コミュニティセンターの管理運営も指定管理者（※）としてこの団体が行います。

指定管理者が行う業務の範囲

1. 施設の管理運営に関する業務
2. 地区計画の推進に関する業務
 - (1) 地域課題解決に向けた取り組みに関すること
 - (2) 地区計画に定めた事業の運営に関すること
 - (3) その他、地域の活性化に関すること
3. 町との連携・協働及び外郭団体との連絡調整業務

※指定管理者制度

公の施設を民間事業者を含む法人その他の団体が管理する制度です。多様化する住民ニーズへの効果的な対応と効率的な施設の管理運営を目的としています。

◇地域づくり活動にぜひご参加ください！

コミュニティセンターはスタートしたばかりです。みなさんの積極的な地域づくり活動への参加が地域の活性化につながります。

◇町の地域づくり支援

- ①指定管理料と地域づくり交付金
コミュニティセンターの施設管理に関する経費及び人件費等は指定管理料で、地区計画に基づいた各種事業実施は「地域づくり交付金」で支援します。
- ②特色ある地域づくり
地区の特色を活かした事業や新たな取り組みに対し交付金を拡充し支援します。
- ③地域の見守り強化
地域見守りの観点、起動的な活動体制の構築のため、コミュニティセンターが用意する車両に対し支援します。
- ④地域おこし協力隊の活用
地域の希望をお伺いし、地域おこし協力隊の配置を支援します。
- ⑤担当窓口による支援
企画政策課コミュニティ推進係が地域づくりの窓口となり、役場内各課と連携し支援します。

地区公民館からコミュニティセンターへの変更内容

| | 平成26年度まで | 平成27年度から |
|------|--|--|
| 施設名称 | 蚕桑地区公民館 鮎貝地区公民館 荒砥地区公民館 十王地区公民館 鷹山地区公民館 東根地区公民館 | 蚕桑地区コミュニティセンター 鮎貝地区コミュニティセンター 荒砥地区コミュニティセンター 十王地区コミュニティセンター 鷹山地区コミュニティセンター 東根地区コミュニティセンター |
| 実施事業 | 生涯学習事業 | 生涯学習、防災事業、 地域づくり事業 など |
| 所管 | 教育委員会 (生涯学習・文化振興係) | 町長部局 (企画政策課コミュニティ推進係) |
| 職員体制 | 地区公民館長 地区公民館長代理 公民館主事 | センター長 事務局長 事務局員 |
| 管理運営 | 町が管理・運営 | 各地区経営主体 蚕桑地区桜の里づくり推進委員会 鮎貝地区まちづくり協議会 荒砥地区コミュニティ運営協議会 十王地区自治振興会 鷹山地区自治振興会 東陽の里づくり協議会 |

■問い合わせ 企画政策課コミュニティ推進係 ☎ 87 - 0830